

Q & A

雲仙市若者UIターン家賃補助金

Q1 市外へ転出した場合、どうなりますか？

資格喪失により、補助対象外となります。

その場合、既に補助金を交付している場合には、補助金の返還を命ずることになります。また、その他、補助金の対象要件を欠いた場合や、提出した書類に偽り、不正があった場合には、同様に補助金の返還を命ずることとなります。

Q2 補助金の額はいくらになりますか？

賃貸契約書に定められた家賃から住宅手当等を除いた額の1/2の額と、上限金額を比べて少ない方が補助額となります。

単数世帯の上限額は15,000円/月、複数世帯の上限額は25,000円/月です。

【計算式】

(家賃－住宅手当等) ÷ 2 = 補助金額 (1,000円未満の端数は切り捨て)

※家賃…管理費、共益費、駐車場使用料等除く

住宅手当…申請者及び世帯員が会社から支給される家賃に対する手当

【例】



単数世帯



家賃
4.5万円



住宅手当
1万円

(45,000円－10,000円) ÷ 2 = 17,500円

【補助金算定基礎】 17,500円 > 【上限額】 15,000円 ⇒ 【補助額】 **15,000円**



複数世帯



家賃
6.5万円



住宅手当
2万円

(65,000円－20,000円) ÷ 2 = 22,500円

【補助金算定基礎】 22,500円 < 【上限額】 25,000円 ⇒ 【補助額】 **22,000円**

※千円未満切り捨て

Q & A

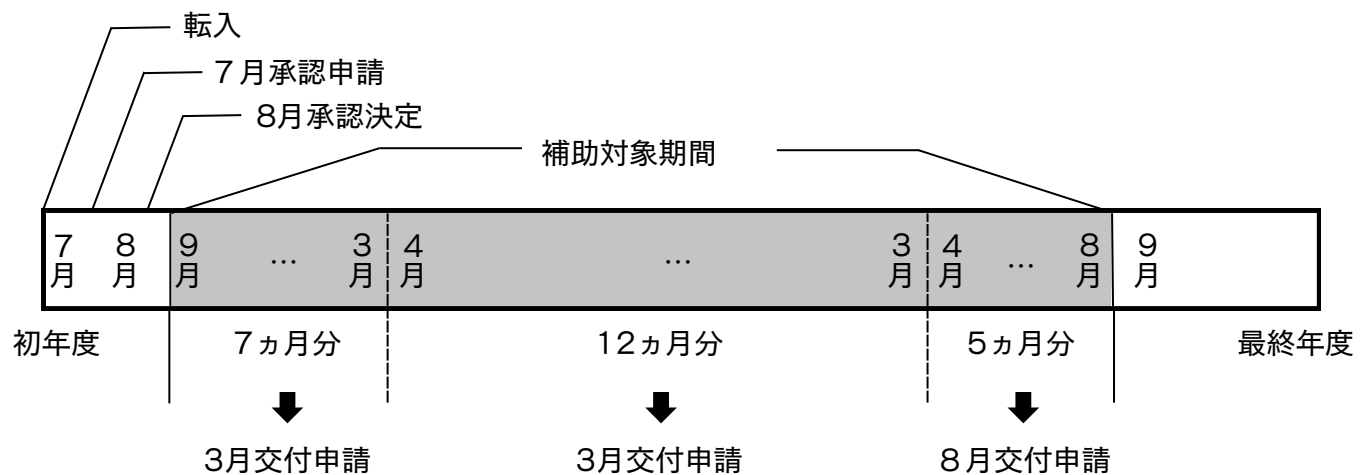
Q3 補助金の交付期間はいつからいつまでですか？

承認決定日の翌月から起算して連続した24カ月（2年間）です。

補助金は申請年度ごとに、家賃の支払いを確認したうえで年度末に一括して交付します。ただし、最終年度は、交付期間終了後、速やかに申請ください。

※年度とは4月から3月までの1年間を言います。

【例】令和6年7月に転入し、8月に承認決定した場合



Q4 転職した場合にはどのような書類が必要ですか？

交付申請の年度中に転職した場合、交付申請時に前の職場からの住宅手当支給証明書（様式第8号）も必要となります。

お勤め世帯員は全員、勤務先で証明してもらってください。お勤めでない方は必要ありません。自営業の場合は住宅手当支給証明書は不要となります。

Q5 赤ちゃんが生まれるなど、世帯員数に変更が生じた場合 補助金額の変更となるタイミングはいつですか？

単数世帯、複数世帯へ変更となる場合、変更世帯となった事由が発生した翌月から、補助金の額を変更いたします。また、変更承認申請が必要となりますのでQ&A⑥を確認の上、関係書類を提出ください。

Q & A

Q6 変更承認申請はどのようなときに必要ですか？

補助対象期間（24カ月）の範囲内で、家賃の変更や住宅手当の変更、世帯員数の変更、氏名の変更、転居した場合等に変更承認申請が必要となります。
内容が分かる資料を**承認変更申請書**に添えて提出ください。変更となった内容で補助金を改めて算定いたします。

【家賃が変更となった場合の添付書類】

- ①家賃内訳証明書（様式第2号）
- ②住宅の賃貸借契約書の写し（変更後の家賃が分かる書類）

【住宅手当が変更となった場合の添付書類】

- ①住宅手当支給証明書（様式第8号）

【補助対象人数が変更となった場合の添付書類】

- ①新たな補助対象者の戸籍の附票

【子の出生による世帯員数が変更となった場合の添付書類】

- ①戸籍謄本または、母子手帳の写し

【氏名が変更となった場合の添付書類】

- ①戸籍謄本または、氏名が変わったことが分かる本人確認書類の写し

【転居した場合の添付書類】

- ①転居先の住宅の賃貸借契約書の写し
- ②家賃内訳証明書（様式第2号）
- ③自治会加入証明書（様式第4号）
⇒転居先の自治会に新たに加入し、証明してもらう必要があります。